

西予市産科・小児科新規開業促進事業補助金

西予市では、市民が安心して子どもを産み育てる環境づくり及び小児医療体制の確保を図るため、市内に産婦人科（分娩含む）と小児科を標榜する診療所を新規に開設する場合に費用の一部を補助します。

❖ 補助対象者

- ・55歳未満の医師
※診療所を開設するまでに当市の住民基本台帳に登録されていること
- ・その他市長が特に必要と認める医師

❖ 補助要件概要

- ・診療所の新規開業後、10年以上開業する見込みであること
- ・小児科は、喜多・八幡浜・西予地区小児在宅当番医事業及び当市が実施する小児医療に関する施策に協力すること
- ・産婦人科は、当市が実施する健康増進事業等に協力すること
- ・西予市医師会に加入すること
- ・当補助金と対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けていないこと

❖ 対象経費

- ・土地の取得費
- ・建物の取得費、改修費、建設費
- ・医療機器等の備品の購入
- ・医療従事者雇用促進費

❖ 補助金額

【産婦人科】最高6,250万円

- ・開業支援：対象経費の1/2（5,000万円を上限）
- ・雇用促進：看護師・助産師等、1人年間50万円（5人まで上限5年間）

【小児科】最高3,450万円

- ・開業支援：対象経費の1/2（3,000万円を上限）
- ・雇用促進：看護師等、1人年間50万円（3人まで上限3年間）

※雇用促進については、診療所に1年以上継続して雇用される医療従事者に限る



四国西予ジオパーク
SHIKOKU SEIYO GEOPARK

開業をお考えの医師のみなさん!



美味しい食！豊かな自然！温かい人！

西予市で開業してみませんか！！

補助金の活用を検討される場合、まずはご相談ください

相談・問い合わせ先

西予市役所医療対策室

TEL:0894-62-6424 FAX:0894-62-6564